

### 市奨学資金奨学生を募集

内 高校・高専に入学後3年間、年額5万円を給付(計15万円)  
対 市内の中学校に通う中学3年生  
※本人および保護者が市内に住民登録があり、学習成績や世帯所得額などの基準を満たしている方。学校長の推薦が必要で、申通学している中学校の奨学金事務担当者へ  
※学校により締切日が異なります。  
問 学校教育課 ☎525-3782

### 働く女性や障がい者雇用を応援する企業を認証します

内 認証企業には、認証プレート・認証マークを贈呈。認証マークは企業案内などに使えます。  
対 市内に本社・主たる事業所のある中小企業  
申 令和4年1月28日(金)までに必要書類と申請書(市ホームページで取得可)に必要な事項を記入の上、産業雇用政策課へ持参か郵送で  
問 産業雇用政策課 ☎515-7746



### 福島県沖地震の被災家屋等調査の新規受付終了について

内 2月13日に発生した福島県沖地震の被災証明にかかる被災家

屋等調査については、7月30日(金)をもって新規受け付けを終了します。  
問 危機管理室 ☎525-3793

### 青少年健全育成市民総ぐるみ運動

時 7月1日～8月31日  
内 「のびよう・のぼそう・たくましく」をスローガンに青少年の健全育成や非行・被害防止について、関係機関・団体などと連携し、集中的に取り組む期間です。  
問 こども政策課 ☎535-1137

### 木造住宅耐震診断・耐震改修費用を助成

募集期間/7月1日～10月29日  
内 ①耐震診断  
募集戸数/30戸程度  
自己負担費用/7500～9千円  
②耐震改修  
募集戸数/一般・簡易・部分耐震改修 計12戸程度  
助成金額/耐震改修の工事費の5分の4(一般耐震改修…最大100万円、簡易・部分耐震改修…最大60万円)  
※耐震診断の結果、耐震基準に満たない住宅が対象。要事前相談。  
対 ①② 共通 次の要件全てに該当する市内の木造住宅  
①所有者自らが居住  
②昭和56年5月31日以前に着工または建築  
③3階建て以下かつ400㎡未満で、

在来軸組工法などにより建築  
※在来軸組工法とは、柱・梁・筋かいなどを組み立てて家を建てる工法です。  
※同年度に①耐震診断と②耐震改修は併せて申し込みできません。  
※募集戸数に達し次第終了。  
※詳しくはお問い合わせください。  
問 住宅政策課 ☎525-3757

### 祝日のごみ収集

内 7月22日(休海の日)、7月23日(金)スポーツの日が収集日に当たっている地区の可燃ごみ、資源物・プラスチック製容器包装は収集します。  
問 ごみ減量推進課 ☎525-3744

### 毎月勤労統計調査特別調査にご協力ください

内 7月31日現在で、事業所の雇用、給与、労働時間の実態を明らかにするもので、各種の労働施策を円滑に推進するための基礎資料として役立てられています。調査対象事業所に調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします。  
問 県・統計課 ☎521-7145  
市・情報政策課 ☎525-3771

### 医療費助成申請書への「保険診療証明書」の取り扱い変更

内 子ども医療費、重度心身障がい者医療費、ひとり親家庭医療費の助成申請書への「保険診療証明書」の取り扱いについて、

## 福祉

### 市高齢者無料入浴サービス事業

時 毎月15日午後3～11時(日曜日のみ午前10時～正午も営業)  
※月曜定休。場 つるの湯(北町4番18号) 内 高齢者の健康および介護予防のため無料入浴を実施しています。対 70歳以上の方  
問 長寿福祉課 ☎525-7656

## 国保・年金

### 後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新について

内 現在使用している保険証(ピンク色)の有効期限は7月31日(土)です。新しい保険証(オレンジ色)は7月下旬に郵送します。8月1日(日)からは、新しい保険証をお使いください。  
令和3年度の保険料額決定通知および納入通知書は、8月初旬にお送りします。期日までの納付にご協力ください。  
問 国保年金課 ☎525-3724

### 国民健康保険高齢受給者証の更新について

内 現在使用している高齢受給者証(えび茶色)の有効期限は7月31日(土)です。新しい受給者証は、7月下旬に世帯主宛てに郵

## 後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

令和3年度の保険料額決定通知および納入通知書は8月初旬にお送りします。

### 〈令和3年度の保険料計算方法〉

保険料は被保険者の方全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。※年度途中で資格取得した場合はその月から、年度途中で資格喪失した場合は、その月の前月分まで(喪失日が月末の場合はその月まで)の保険料を負担します。

### 〈令和3年度の均等割額軽減措置について〉

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が基準額以下の場合、均等割額は軽減されます。詳しくは、保険料額決定通知書をご覧ください。

問 国保年金課 ☎525-3724

### 納付が困難なときは免除・猶予制度をご利用ください

内 収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが難しいときは、免除・納付猶予制度がご利用いただけます。老齢年金や障害年金、遺族年金な

### 限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新について

内 「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)以降も認定証が必要な方は、7月中旬に新たに申請をしてください。  
問 国保年金課 ☎525-3773

送します。8月1日(日)からは新しい受給者証をお使いいただき、現在使用している受給者証は8月2日以後、国保年金課または各支所出張所へお返しください。  
問 国保年金課 ☎525-3735

どの年金を受給するには一定の納付期間が必要で、免除や納付猶予により将来の年金受給権を確保できます。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になった場合は臨時特例免除の申請があります。対 本人・配偶者・世帯主(免除のみ)の前年所得が、定められた基準以下の方が、失業した方などは特例があります。申 年金手帳、本人確認書類、失業などによる特例の場合は雇用保険受給資格者証や離職票などを持参の上、国保年金課または各支所・出張所で  
※代理の方が申請する場合は委任状を持参。  
問 国保年金課 ☎525-3738  
東北福島年金事務所 ☎535-0141(音声案内)

### 認知症ガイドブック(認知症ケアパス)をご活用ください 無料

認知症のことを正しく理解し、早期発見・早期対応につながるよう、認知症の症状、接し方などの基礎知識や地域の相談窓口などの情報を分かりやすく掲載しました。  
設置場所/長寿福祉課、各地域包括支援センター、各支所・茂庭出張所、各学習センターなど(市ホームページにも掲載)  
問 長寿福祉課 ☎529-5064

